

平成21年（ネ）第5763号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求控訴事件

控訴人 山田稔 外12名

被控訴人 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

ご連絡

平成22年9月13日

東京高等裁判所第20民事部 御中

被控訴人訴訟代理人弁護士 山 岸 純



前日期日（平成22年8月30日）の際、控訴人らより、甲3号証中、「筆者らは現在、ディフェンシン、抗生物質および農薬の有効成分を用いて耐性菌の出現頻度の比較解析研究を進めている」旨の記載に関し、「当該研究結果に関する文書の提出命令申立や求釈明を行うこと等を検討している」旨の陳述がなされ、平成22年9月8日には、当該研究結果に係る論文、資料、研究・実験ノート等を対象文書とする文書提出命令の申立てがなされました。

これを受け、本件訴訟の迅速な進行を図るべく、控訴人らが求める文書等に関し、あらかじめ、当職において、被控訴人に確認した結果をご報告いたします。

報告事項

1 結論

「ディフェンシン、抗生物質および農薬の有効成分を用いた耐性菌の出

現頻度の比較解析研究」は実施しておらず、被控訴人において、これに関する論文、資料、研究・実験ノート、データ等は存在しない。

2 上記結論の説明

(1)そもそも、「抗菌蛋白質ディフェンシの多様な機能特性（甲3）」が執筆された平成17年1月頃、同論文を執筆した川田元滋、黒田秧、田中宥司ら（以下、「執筆者ら」という）は、科学的専門的見地から、本件栽培実験が実施された野外面場（水田）における遺伝子組換えイネの栽培において、「カラシナ・ディフェンシンが効かない『耐性菌』」が出現することはおよそあり得ないと理解していた。

(2)もっとも、同頃、執筆者らは、農薬等に比較したディフェンシンの抗菌特性を明らかにする目的において、完全密閉された実験室内で現実世界ではあり得ない人工的且つ特殊な環境を敢えて設定し、「カラシナ・ディフェンシンが効かない『耐性菌』」の出現可能性について比較検討することも一つの研究アイデアになるのではないかと考えていた（以下、「本件研究アイデア」という）。

(3)すなわち、「農業及び食品産業の競争力強化と健全な発展、食の安全・消費者の信頼確保と健全な食生活の実現」等を目的とする被控訴人に所属する研究者は、この目的を達するため、常に、複数の研究アイデアを構想し、それに関する実験の実施可能性を検討し、実施可能な実験のうち、優先度の高いものから実施しているところ、今回も、本件栽培実験を実施する過程において、

「本件栽培実験のような自然環境下では耐性菌が出現することは考えられないものの、実験室内で現実世界ではあり得ない人工的な環境下での耐性菌の出現可能性を始めとしてカラシナ・ディフェンシンと

農薬、抗生物質を比較した様々なデータを蓄積することも、科学的知見の蓄積につながる」

と考え、その一つとして本件研究アイデアを「構想」するに至った。

(4)もつとも、本件研究アイデアを「構想」するに至ったのは、あくまで、実験室内で現実世界ではあり得ない人工的な環境を敢えて創作し、「耐性菌」とカラシナ・ディフェンシンが接触する条件を人為的に作出した上で、農薬等に対する生物反応の基礎的な比較実験を試みようという純粹な科学的探究心から生じたものである。もとより、植物のディフェンシンは、抗菌性のタンパク質として普通に栽培されている様々な野菜・作物に広く含まれている成分であり、このことから明らかなように、経験的にも科学的な常識としても、本件栽培実験が実施された野外圃場（水田）のような自然環境下において、「カラシナ・ディフェンシンが効かない『耐性菌』」が発生するとは全く想定しておらず、本件研究アイデアを「立案」したからといって、執筆者らが、自然環境下における「カラシナ・ディフェンシンが効かない『耐性菌』」発生可能性を懸念していたわけではない。

(5)なお、「農業及び食品産業の競争力強化と健全な発展、食の安全・消費者の信頼確保と健全な食生活の実現」を担う被控訴人においては、個々の「構想」された研究アイデアが「一研究者による興味本位の研究」に終始することのないよう、「実施」に至るまでには、当該「構想」した研究者のほか、複数の研究者が、その研究を実施する必要性の有無、先行する研究結果により解決済の課題であるか否か、技術的に実現が可能か、予算を確保できるか、など、様々な要素を評価し、実施の可能性及び実施の場合の優先順位等を「検討」することとなる。したがって、「構

想」された研究アイデアのうち、実際に実施され、結果を獲得するまでに至る研究アイデアは、ごく一部に過ぎない。

(6)このような中、執筆者らは、「構想」された本件研究アイデアを「検討」する作業に入ったが、当該「検討」作業の中で、「カラシナ・ディフェンシンが効かない『耐性菌』」の出現頻度を確認するためには、カラシナ・ディフェンシンの濃度を段階的に変えて比較する必要があるところ、その過程で、当然、「いもち病菌」等を高濃度のカラシナ・ディフェンシンに曝露する実験も必要となり、そのため、安定的な「活性」を有する純粋なカラシナ・ディフェンシンが数グラム以上必要であることが判明した。

(7)しかしながら、甲3号証執筆時のカラシナ・ディフェンシン生産・精製技術では、必要な量の数千分の1程度のカラシナ・ディフェンシンしか生産・精製することが出来なかったため、本件研究アイデアを「実施」するためには、まず、その大前提として、大量のカラシナ・ディフェンシンを生産・精製する技術を開発する必要がある、との結論に至った。

(8)そこで、執筆者らは、本件研究アイデアを「実施」するための前提となる技術開発として、大量のカラシナ・ディフェンシンを生産・精製する技術の開発を「実施」することとした（以下、「前提技術開発」という）。

(9)このような状況の下、執筆者らは、「前提技術開発を実施している」ことを意味するものとして、「抗菌蛋白質ディフェンシンの多様な機能特性（甲3）」に「筆者らは現在、ディフェンシン、抗生物質および農薬の有効成分を用いて耐性菌の出現頻度の比較解析研究を進めている」旨の記載をした次第である。

(10) その後、執筆者らは前提技術開発の「実施」に至ったが、カラ

シナ・ディフェンシンを大量且つ安定的に生産・精製する技術を開発すること自体が想定以上に著しく困難であることが判明した。

(1 1) その結果、執筆者らは、本件研究アイデアを「実施」するための前提技術開発自体を早期に確立することができないと判断し、また、科学的専門的見地から、本件栽培実験のような野外圃場（水田）において「カラシナ・ディフェンシンが効かない『耐性菌』」が出現することはおよそあり得ず、喫緊に取り組むべきものでもないにも関わらず、実験室内で現実世界ではあり得ない人工的な環境を敢えて設定し、「カラシナ・ディフェンシンが効かない『耐性菌』」の出現可能性について比較検討することの費用対効果を考慮し、本件研究アイデアの「実施」を中断することとした。

(1 2) 以上の次第で、「ディフェンシン、抗生物質および農薬の有効成分を用いた耐性菌の出現頻度の比較解析研究」は「実施」に至っておらず、被控訴人において、これに関する論文、資料、研究・実験ノート、データ等は存在しない。

(1 3) なお、被控訴人は、平成17年6月24日に、本件訴訟に先行して申し立てられた仮処分事件（新潟地裁平成17年）を機に、「本件栽培実験のような野外圃場（水田）において「カラシナ・ディフェンシンが効かない『耐性菌』」が出現することはおよそあり得ない」との科学的専門的見地が、実践的にも正しいことを証明すべく、念のため、「遺伝子組換えイネからカラシナ・ディフェンシンが常時大量に漏出しないこと」を確認するための黒田実験（乙19号証）を実施した。その結果、実践的にも「遺伝子組換えイネからカラシナ・ディフェンシンが常時大量に漏出しないこと」が確認されたため、被控訴人としては、これをもつ

て前記本件研究アイデアの「構想」を早期に実施する必要性を欠く、との確証を得たことを付言する。

以上